

松江市緊急通報装置設置費助成事業要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市緊急通報装置設置費助成金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成の対象等)

第2条 助成金の名称、助成金交付の目的、助成金交付の対象である事業の内容、交付の率又は金額、終期及び助成対象者の範囲は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

助成金の名称	松江市緊急通報装置設置費助成金
助成金交付の目的	高齢者のみの世帯に民間業者の緊急通報装置を設置する費用を助成し、急病や災害等に迅速かつ適切な対応を図ることにより、安心・安全な生活を確保することを目的とする。
助成金交付の対象である事業の内容	警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第3項に規定する警備業者で、「住宅に係る機械警備業務」を取り扱っており松江市内に事業所があるものが助成対象者宅に緊急通報装置を設置する費用
交付の率又は金額	緊急通報装置の設置費用の全額（千円未満切捨て）とし、20,000円を上限とする。
終期	令和7年3月31日
助成対象者の範囲	次の要件を全て満たす者とする。 (1) 松江市内に住所を有すること (2) 65歳以上の高齢者のみの世帯であること (3) 過去にこの要綱による助成金を受領していないこと

(助成金の支給申請)

第3条 助成金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に、緊急通報装置の設置費用の見積書を添えて、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第4条 助成対象者は、助成金交付の対象である事業が完了したときは、規則第12条に規定する実績報告書に、緊急通報装置の設置費用の領収証の写しを添えて、市長に報告しなければならない。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。